

包括外部監査契約の締結について

包括外部監査契約を次の要項により締結する。

- 1 契約の目的 包括外部監査契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告
- 2 契約の始期 平成25年4月1日
- 3 契約の金額 15,000,000円を上限とする額
- 4 契約の相手方 大阪府八尾市若林町1丁目44番地の2 コピラス八尾207号
西 育良（公認会計士）

平成25年3月1日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

包括外部監査契約を締結するため、地方自治法第252条の36第1項の規定により、この案を提出する次第である。

(参 考)

地方自治法（抄）

（包括外部監査契約の締結）

第252条の36 次に掲げる普通地方公共団体（以下「包括外部監査対象団体」という。）の長は、政令の定めるところにより、毎会計年度、当該会計年度に係る包括外部監査契約を、速やかに、1の者と締結しなければならない。この場合においては、あらかじめ監査委員の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

(1) 省 略

(2) 政令で定める市

(3) 省 略

2 - 7 省 略

地方自治法施行令（抄）

（包括外部監査契約を締結しなければならない市）

第174条の49の26 地方自治法第252条の36第1項第2号に規定する政令で定める市は、指定都市及び中核市とする。